

京都市共葬墓地条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 108 号

京都市共葬墓地条例施行規則の一部を改正する規則

京都市共葬墓地条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市市営墓地条例施行規則

第1条各号列記以外の部分中「京都市共葬墓地条例」を「京都市市営墓地条例」に、「共葬墓地（）」を「市営墓地（）」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「保繕料」を「管理料」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「共葬墓地使用申込書」を「市営墓地使用申込書」に改め、「の各号」を削る。

第5条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「使用料等」を「管理料」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「共葬墓地使用権譲渡許可申請書」を「市営墓地使用権譲渡許可申請書」に改め、「の各号」を削る。

第13条中「共葬墓地使用終了届」を「市営墓地使用終了届」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「共葬墓地使用権承継届」を「市営墓地使用権承継届」に改め、「の各号」を削る。

第16条第1項及び第2項中「共葬墓地使用許可書再交付申請書」を「市営墓地使用許可書再交付申請書」に改める。

第1号様式中「共葬墓地使用申込書」を「市営墓地使用申込書」に、「あて先」を「宛先」に、「京都市共葬墓地条例」を「京都市市営墓地条例」に、「共葬墓地の」を「市営墓地の」に改める。

第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「京都市共葬墓地条例」を「京都市市営墓地条例」に、「共葬墓地の」を「市営墓地の」に改める。

第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「京都市共葬墓地条例施行規則」を「京都市市営墓地条例施行規則」に、「共葬墓地の」を「市営墓地の」に改める。

第4号様式中「共葬墓地使用権譲渡許可申請書」を「市営墓地使用権譲渡許可申請書」

に、「あて先」を「宛先」に、「京都市共葬墓地条例」を「京都市市営墓地条例」に、「共葬墓地の」を「市営墓地の」に改める。

第5号様式注以外の部分及び第6号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「京都市共葬墓地条例」を「京都市市営墓地条例」に、「共葬墓地の」を「市営墓地の」に改める。

第7号様式中「共葬墓地使用終了届」を「市営墓地使用終了届」に、「あて先」を「宛先」に、「京都市共葬墓地条例」を「京都市市営墓地条例」に、「共葬墓地の」を「市営墓地の」に改める。

第8号様式中「共葬墓地使用权承継届」を「市営墓地使用权承継届」に、「あて先」を「宛先」に、「京都市共葬墓地条例」を「京都市市営墓地条例」に、「共葬墓地の」を「市営墓地の」に改める。

第9号様式注以外の部分中「共葬墓地使用許可書再交付申請書」を「市営墓地使用許可書再交付申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「京都市共葬墓地条例施行規則」を「京都市市営墓地条例施行規則」に、「共葬墓地使用許可書の」を「市営墓地使用許可書の」に、「共葬墓地の」を「市営墓地の」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)